

四電 太郎 様



四国電力株式会社

YONDEN ○○支店 お客様サービス部長

○○ ○○

## 系統連系に係る契約のご案内

お客さまから平成 年 月 日付「再生可能エネルギー発電設備の系統連系および電力受給契約申込書〔低圧 太陽光〕」によりお申込みいただきました発電設備（以下、「当該発電設備」といいます。）の系統連系に係る契約の締結について、下記のとおりご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 当該発電設備の系統連系可否

「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」（以下、「契約要綱」という。）にもとづき、「電気設備の技術基準の解釈」および「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」と照合した結果、適合していると認められることから、これを承認する。

[お申込み内容]

- ・発電者名義：四電 太郎
- ・発電設備設置場所：香川県高松市丸の内2番5号
- ・発電設備種別：太陽光発電
- ・最大受電電力：10.000 kW

#### 2. 工事の概要、工事費負担金

(1) 当該発電設備の設置に係る工事の内容は、以下のとおり。

- ①工事概要：○○○○等の工事
- ②工期：約○○ヶ月

(2) 契約要綱に基づき算定した工事費負担金は、以下のとおり。

- ・¥ ○○, ○○○-
- (消費税相当額 ¥ ○○○- を含む)

なお、内訳については、別紙「負担金工事内訳」を参照のこと。

(3) お客さまは、(2)の工事費負担金を以下の支払期日までに支払うものとし、当社は、その全額を受領した後、(1)の工事に着手する。

- ・支払期日：平成 年 月 日

#### 3. 系統連系に係る契約の成立について

当社は、当該発電設備に係る特段の変更がない限り、当社の送電系統への連系を認め、お客さまとの系統連系に係る契約は、平成 年 月 日を以って成立いたしました。

なお、以下のいずれかに該当する場合、本契約を解除するとともに、これに係る申込みについても撤回されたものいたします。

- (1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再エネ特措法」という。)第9条3項に基づき経済産業大臣から受けた認定の効力が失われた場合
- (2) 当社が再エネ特措法施行規則第14条に定める「正当な理由」のいずれかに該当すると判断した場合
- (3) 本契約の成立後、相応の期間を経過してもなお認定（再エネ特措法第10条第1項の変更認定および同第2項の変更届出を含む）を取得しない場合  
(ただし、特段の理由があると当社が認めた場合を除く)
- (4) お客さまが、2. 工事費負担金(3)に定める支払期日までに工事費負担金を支払わない場合
- (5) 受給開始希望日を経過してもなお、お客さまが電気の供給を開始しない場合  
(ただし、特段の理由があると当社が認めた場合を除く)
- (6) 当社が再エネ特措法施行規則第14条第1項第11号にもとづき出力抑制を行う場合、同号で当該抑制による補償を求めないとされている出力抑制について、お客さまが補償を求めた場合  
(再エネ特措法施行規則第14条第1項第11号に定める出力抑制について無補償で応じて頂きます。)
- (7) お客さまが、当社からの求めに応じ、当社が行う出力抑制を行うために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講じない場合

以上